

## 損害賠償請求事件に係る控訴の提起についての専決処分報告

国（医療機関）からの通報により児童相談所が児童虐待と判断し一時保護した児童が、一時保護中に死亡（児童の死亡日：平成 18 年 7 月 27 日。当時 3 歳 9 か月）したことに関し、児童の両親により本市と国（医療機関）に対して行われた損害賠償請求訴訟（横浜地方裁判所 平成 21 年（ワ）第 2 4 2 5 号）について、平成 24 年 10 月 30 日、横浜地方裁判所において判決が出されました。

判決では、通告及び一時保護決定などは違法ではないと認められましたが、児童の死亡に関して横浜市に責任があるとして、市に対し請求の一部（50,871,936 円）の支払を命じる判決が下されました。

本判決では本市の主張の一部が認められず、判決には服しがたいことから、11 月 13 日、東京高等裁判所へ控訴しました。

控訴期限が 11 月 14 日であったため、控訴の提起は地方自治法第 179 条第 1 項の規定を適用し、市長専決処分により行いましたので報告します。

### 1 控訴の趣旨

- （1） 原判決中控訴人の敗訴部分を取消す。
  - （2） 被控訴人らの請求を棄却する。
  - （3） 訴訟費用は第一、第二審を通じて被控訴人の負担とする。
- との判決を求める。

### 2 控訴提起の理由

第 1 審判決では、児童相談所が児童に対してアレルギー源の卵を含む竹輪を誤って食べさせたことによるアナフィラキシーショックにより児童が死亡したとされましたが、死亡直後に刑事訴訟法に基づき行われた司法解剖では「右室心筋症による左心不全と推定する」とされており、児童の死因はアナフィラキシーショックではなく、横浜市に損害賠償責任はないと考えられるため。

### <第 1 審の概要>

- 1 提訴日 平成 21 年 5 月 22 日（金）
- 2 原告 死亡した児童の両親
- 3 被告 国および横浜市 ※国は「独立行政法人国立成育医療研究センター」に承継
- 4 争点
  - （1） 通告の違法性等
  - （2） 一時保護決定、再一時保護決定等の違法性等
  - （3） 児童相談所職員の過失及び死亡した児童の死因
  - （4） 損害の存否及び額
- 5 判決の内容
  - （1） 争点の（1）（2）について  
原告は児童に対して必要な栄養を与えておらず、適切な時期に必要な治療等を受けさせていなかったことが認められ、違法ではない。
  - （2） 争点の（3）（4）について  
児童相談所が児童に対してアレルギー源の卵を含む竹輪を誤って食べさせ、アナフィラキシーショックにより児童を死亡させたと認めて、被告横浜市に対する請求を一部（50,871,936 円）認容した。